

令和5年度の公定価格の額について【1号認定(幼稚部)】

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

(単位:円)

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	209,930	155,670	137,770
5月	208,720	154,460	136,560
6月	208,040	153,780	135,880
7月	206,160	151,900	134,000
8月	204,630	150,370	132,470
9月	202,780	148,520	130,620
10月	203,350	149,090	131,190
11月	203,350	149,090	131,190
12月	202,780	148,520	130,620
1月	202,270	148,010	130,110
2月	202,270	148,010	130,110
3月	207,200	152,940	135,040
合計	2,461,480	1,810,360	1,595,560

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないことになっています。